



プロバイダ等の責任制限に関する 諸外国の状況

平成22年12月21日
総務省総合通信基盤局
消費者行政課

プロバイダ等の責任制限に関する諸外国の状況（概要）

	法令名	対象	ISPの責任	
米国	通信品位法（1996年）	他人を不快にし、虐待する等の目的による、わいせつな、淫らな等の論評、画像等の通信	<ul style="list-style-type: none"> ○ プロバイダは、情報の発行者・代弁者として扱われない ○ プロバイダは、わいせつ等のコンテンツに対してとったアクセス制限等の措置の責任を負わない。 	
	デジタルミレニアム著作権法(1998年)	著作権侵害	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①侵害を現実には知らず、それが明白となる事実を知らず、それらを知ったときに速やかに削除等する、②侵害の通知を受けたときに、速やかに削除等する、等の場合は責任を負わない。 	
EU	電子商取引指令(2000年)	情報社会サービスによる違法な活動又は情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ プロバイダは、違法コンテンツの存在を知らず、又は、違法性の認識後速やかに削除等の措置をとった場合、当該コンテンツについて責任を負わない(加盟国の確保すべき措置)。 	
	イギリス	電子商取引規則(2002年)	情報社会サービスによる違法な活動又は情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ プロバイダは、違法コンテンツの存在を知らず、又は、違法性の認識後速やかに削除等の措置をとった場合、当該コンテンツについて損害やその他のいかなる金銭的救済、刑事的責任について責任を負わない。
	フランス	デジタル経済法(2004年)	公衆向けオンライン通信サービスによる違法性のある行為及び状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ プロバイダは、違法コンテンツの存在を知らず、又は、違法性の認識後速やかに削除等の措置をとった場合、当該コンテンツについて民事責任を負わない。 ○ 上記の場合、プロバイダは違法コンテンツについての刑事罰に問われない。
	ドイツ	テレメディア法(2007年)	利用者のために保存する違法な行動又は情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ プロバイダは、違法コンテンツの存在を知らず、又は、違法性の認識後速やかに削除等の措置をとった場合、当該コンテンツについて責任を負わない。
韓国	情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律(2007年)	私生活の侵害又は名誉毀損等の権利侵害	<ul style="list-style-type: none"> ○ プロバイダは、コンテンツによる個人の権利侵害があった場合に、要請により速やかに削除等の措置をとらなければならない、これにより賠償責任が減免され又は免除される。 	

発信者情報開示に関する諸外国の状況（概要）

	諸外国の発信者情報開示制度の概要
米国	<p>(1) 身元不詳の発信者を相手方とする仮名訴訟を提起した上で、審理の前に行われる証拠開示の手続(discovery)において、裁判所の発行するsubpoena(文書発出命令)に基づき、プロバイダ等に対し発信者情報の開示を求めることができる。</p> <p>(2) 著作権侵害について、権利保有者が① 侵害通知の写し、② 求める文書提出命令、③ 利用目的を限定する宣誓陳述書の3点を添えた請求を裁判所に対して行い、裁判所の命令に基づき、プロバイダに対して発信者情報開示を求めることができる(DMC A第512条第(h)節)。</p>
イギリス	<p>(1) 情報の流通により権利を侵害された者が、当該情報が掲載された電子掲示板等の管理者を訴えた場合に、被告である電子掲示板等の管理者は、民事訴訟規則に基づく訴えを当該情報の発信者等に対して提起することができる。この訴えを提起することが裁判所に認められれば、当該者を訴訟に参加させることができる。</p> <p>(2) 情報の流通により権利を侵害された者は、Norwich Pharmacal Orderと呼ばれる第三者開示命令を裁判所から取得することで、プロバイダに対して発信者情報の開示を請求することができる。</p>
フランス	<p>(1) 相手方に対する訴訟手続きにおいて、相手方の氏名等を特定する制度は存在しない。</p> <p>(2) 裁判所から、発信者情報の開示を命じるレフェレ(仮の地位を定める仮処分に類似したもの)を取得することで、開示を受けることが可能である。</p>
ドイツ	<p>(1) 仮名訴訟は認められていない。</p> <p>(2) (附帯)私訴者については、刑事訴訟における検察官と同様の照会権限が認められている。附帯私訴とは、犯罪により生じる加害者に対する財産上の請求権を刑事裁判において行使する制度をいう。検察官と同様の照会権限とは、令状裁判官の許可に基づき照会を行うことができる権限のことである。</p>
韓国	<p>(1) 特定の利用者による情報の掲載や流通で私生活侵害または名誉毀損など権利を侵害されたと主張する者は、民・刑事上の訴えを提起するために、侵害事実を疎明して名誉毀損紛争調整部(5人以下の委員で構成。そのうち1人以上は弁護士の資格がある者。)に当該情報通信サービス提供者が保有している当該利用者の情報(民・刑事上の訴えを提起するための氏名・住所など大統領令に定める最小限の情報をいう)を提供するように請求することができる。</p> <p>(2) 名誉毀損紛争調整部は請求を受けた時は、利用者の意見を聞いて情報提供の有無を決めなければならない。</p> <p>(3) 当該利用者の情報を提供された者は、当該利用者の情報を民・刑事上の訴えを提起するための目的以外の目的で使ってはならない。</p>